

確認しましょう!



マイナンバー(個人番号)が必要な手続き

番号利用法等の施行にともない、1月から市で行う社会保障や税などの分野のさまざまな手続きにマイナンバーの記載が必要となっています。マイナンバーを利用する主な手続きは下記のとおりです。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

マイナンバーを利用する主な手続き

手続き	担当課	電話番号
通知カード・個人番号カードに関する事	市民・国保課 戸籍住民担当	(42)4245
市税などに関する事	税務課	管理担当 (42)4231
		市民税担当 (42)4235
		固定資産税担当 (42)4244
国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する事	市民・国保課 国保年金担当	(42)4246
保育所に関する事	民生児童課 子育て支援担当	(42)4252
児童手当に関する事		
児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する事	民生児童課 福祉医療担当	(42)4253
障害者手帳などに関する事	福祉課 障害福祉担当	(42)4254
生活保護に関する事	福祉課 保護担当	(42)4257
介護保険などに関する事	高齢者介護課 介護保険担当	(42)4261
妊娠届・母子健康手帳の交付に関する事	保健推進課 保健推進担当	(42)0111
幼稚園に関する事	学校教育課 学務指導担当	(42)4323

※上記以外にもマイナンバーを利用する手続きがあります

マイナンバーを利用する手続きには、①マイナンバーの確認と②本人確認が必要です。

①マイナンバーの確認に必要なもの(次のうちいずれか)

- ア 通知カード
- イ 個人番号カード
- ウ 個人番号が記載された住民票(発行には手数料が必要です)

②本人確認に必要なもの(次のうちいずれか)

- ア 運転免許証やパスポート、個人番号カードなど顔写真付きのものいずれか1種類
- イ 健康保険証や年金手帳など顔写真がないものいずれか2種類以上

※手続きを家族や福祉関係施設職員などが代理で行う場合、委任状や代理人の本人確認書類などが必要になることがあります。

軽自動車税が 変わります

平成28年4月

地方税法の一部改正により、平成28年度から軽自動車の税率が引き上げられます。また、環境負荷の小さなものには軽課措置を、新車新規登録から13年を超える環境負荷の大きい車両に対しては重課措置を適用します。

新税率で軽課措置導入

三輪や四輪の軽自動車税は4月1日時点で所有する車が対象です。新税率は平成27年4月1日以降に新規取得された新車から適用。平成27年3月31日までに登録済の車は旧税率となります。また、グリーン化を進めるため平成27年4月1日から平成28年3月31日に最初(新車)の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものには軽課措置(平成28年度のみ)を、排出ガス性能及び燃費性能環境負荷の大きい、新車新規登録から13年を超える車両(車検証

廃車や譲渡などは手続き必要

軽自動車を廃車や譲渡などした場合は、所定の登録手続きが必要。廃車・名義変更などの手続きを済ませていないと、毎年4月1日時点で登録している人に課税されます。4月2日以降に手続きをして、その年度分の税金は全額納めることとなりますのでご注意ください。

小型特殊自動車の登録
工場内で使用するフォークリフトや農耕作業用のトラクター、田植機などの小型特殊自動車については、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税の課税対象です。ナンバープレートの交付を受けていない場合は必ず印鑑と車台番号などが確認できる書類(販売証明書など)を持って、交付を受けてください。
詳しくは、税務課市民税担当 ☎(42)4235へ。

	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下 2,000円
	50cc超90cc以下 2,000円
	90cc超125cc以下 2,400円
軽二輪車	125cc超250cc以下 3,700円
小型二輪車	250cc超 3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用 2,000円 その他 5,900円

旧税率・新税率・重課税率	旧税率(平成27年3月31日以前に新車新規登録済みの車)		新税率(平成27年4月1日以降に新車新規登録する車)		重課税率(新車新規登録後13年を超える車)	
	三輪	四輪	三輪	四輪		
乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	4,600円	
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円		
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円		4,500円
		自家用	4,000円	5,000円		6,000円

軽課税率(平成28年度)	75%軽減する車両		50%軽減する車両		25%軽減する車両	
	三輪	四輪	三輪	四輪	三輪	四輪
軽課税率の対象 電気自動車・天然ガス自動車	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円
	1,800円	3,500円	1,800円	3,500円	1,800円	3,500円
	2,700円	5,400円	2,700円	5,400円	2,700円	5,400円
	1,000円	1,900円	1,000円	1,900円	1,000円	1,900円

軽課税率(平成28年度)の注意事項
※電気自動車と天然ガス自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が同基準値より10%以上少ない車両に限ります。
※ガソリン車とハイブリッド車は、平成17年排出ガス基準規制に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が同基準値より75%以上少ない車両に限ります。

3団体が永井奨励賞授賞

市は2月5日、地域産業の振興・発展に多大な貢献、または将来性のある取り組みを行っていると思われる団体や企業、個人をたたえる「第24回綾部市永井奨励賞授賞式」を開催。「J A 京都にのくに農産物直売所『彩菜館』綾部運営協議会」と「綾部商工会議所 建設部会 空き家媒介事業者紹介業務 参加事業者」、「綾部バラ会」の3団体に永井奨励賞が贈られました。



中東和平へ世界連邦の役割説く

綾部世界連邦運動協会（鹿子木旦夫会長）は1月30日、綾中町のアスパホールで世界連邦市民学習会を開催しました。市民ら約40人が参加し、京都学園大学非常勤講師の矢野裕巳さんが「中東情勢を読み解く～人はなぜ争うのか～」と題して講演。紛争が続く中東の状況や平和のための日本の役割などを解説し、「世界連邦の実現が平和へのゴールだ」と述べました。



国際交流で友達の輪広がる

中国・重慶市巴蜀中学校の1年生28人が1月29日、八津合町の上林小・中一貫校を訪問。小学校4、5年生による太鼓演奏などの歓迎を受けた後、水墨画体験や英語学習で交流しました。巴蜀中学校の生徒は「同世代の児童・生徒たちと交流できて楽しかった」と喜び、中学校2年生（8年生）の藤井想来さんは「友達ができ嬉しい。ジェスチャーや分かる限りの英語でも伝わり、自信になった」と語りました。

救急救命活動での活躍に期待



市は、災害対応特殊救急自動車を更新。救急業務の高度化と多様化に対応する最新の資機材を装備しており、事業費は約2900万円。1月27日に開催した配置式で柳原秀一消防長は「機動力をさらに向上し救命率を上げ、安全・安心のため尽力しよう」と訓示。車両は緊急消防援助隊京都府隊に登録され、大規模災害発生時には応援出動します。

もしもの時のために正しい知識と備えを



市と府は1月31日、里町の中央公民館で原子力防災に係る「地域防災リーダー訓練」を開催。自治会連合会長や自治会長など約130人が参加し、屋内退避や避難の手順確認、放射線値を計るゲートモニタを使用したスクリーニング体験を行いました。その後に行われた研修会では、京都大学原子炉実験所の三澤毅教授を講師に、放射線の種類や影響、安定ヨウ素剤の適切な使用法などについて学びました。

平成28年度

特典いっぱい!

「あやペ特別市民」会員を募集

京都府綾部市



市は、本市出身者や市に関心のある方などに「あやペ特別市民」として、「綾部」を応援していただける会員を募集。市外だけでなく、市内の方もご入会いただけます。会員にはよりすぐりのふるさと産品と毎月発行する会報や市の最新情報などをお届けします。

年会費 1万円 **会員期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日**

綾部市役所や全国の郵便局、金融機関で申し込みが可能。専用の申込書兼振込用紙をお送りしますので、秘書広報課までお問い合わせください。

特典

①綾部の特産品（写真は平成27年度に送付した特産品）
平成27年度は「産品詰め合わせ」など11種類のうち、3種類をお届けしました。
※1、3回目は選択制。



- ②市内飲食店の割引券・市内施設の無料利用券
「あやペ温泉入浴無料」携帯クーポン配信
- ③毎月発行の会報・市広報紙 ④ふるさとカレンダー



同窓会をご予定の方はご一報ください。「あやペ特別市民制度」のチラシをお届けします。

申し込み 問い合わせ

綾部市役所 秘書広報課
〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1
TEL:0773-42-4204 FAX:0773-42-4905
e-mail: hisyokoho@city.ayabe.lg.jp

★贈り物などにもご利用ください★

会費は紹介者が負担することもできます。親せきや友人への贈り物として、お子さんへの仕送りとしてご活用ください。

綾部の匂が盛りだくさん!
「あやペ特別市民」ホームページ

<http://www.ayabefan.com/>